

○給水停止処分の取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業の健全な経営を留保し、給水装置の管理を適正に行うとともに、水道使用者の料金納付に関し公平を期すため、水道使用者に対する給水停止処分の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(根拠法令)

第2条 給水停止処分は、水道法（昭和32年法律第177号）第15条第3項又は大府市水道事業給水条例（平成10年大府市条例第2号）第39条の規定を根拠に行う。

(給水停止の対象者)

第3条 給水停止の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、漏水、濁水等による苦情処理中の者は除く。

- (1) 納期限後1月以上又は2調定以上滞納している者
- (2) 滞納を常習する等特に悪質な者
- (3) その他水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）が特に必要と認めた者

(給水停止予告)

第4条 市長は、対象者に対し、給水停止を執行する前に給水停止の予告をする。

- 2 前項の規定による給水停止の予告は、給水停止予告書を郵送することにより行う。
- 3 給水停止予告書に記載する納入指定期日は、発送の翌日から7日を原則とする。

(給水停止の執行)

第5条 給水停止の執行を受ける者は、前条の規定により給水停止を予告された者のうち、納入指定期日までに、水道料金を納入しない者とする。

- 2 給水停止の執行日は、納入指定期日から3日を原則とする。

(給水停止執行の一時保留)

第6条 市長は、給水停止を予告された者のうち、生活困窮等の特殊な事情がある場合は、納付誓約書兼差押承諾書（別記様式）を徴して、給水停止の執行を一時猶予するものとする。ただし、誓約事項が不履行になった場合には、給水停止を執行するものとする。

(給水の停止方法)

第7条 市長は、給水停止作業を行うための敷地内立入を拒否された場合は、公道上において処理するものとする。この場合において、給水停止工事に要する費用は、使用者等の負担とする。

(給水停止の解除)

第8条 給水停止の執行を受けた者の給水停止の解除は、対象となった水道料金が全額納入された場合とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用者等の変更)

第9条 市長は、給水停止中における給水装置所有者及び使用者の変更は認めないことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の給水停止処分の取扱要綱の規定に基づき作成されている様式は、改正後の給水停止処分の取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。